

議 長 日程第10、議案第19号「令和8年度松田町後期高齢者医療特別会計予算」を
議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第19号「令和8年度松田町後期高齢者医療特別会計予算」。
令和8年度松田町後期高齢者医療特別会計予算を次に定めるところによる。
歳入歳出。予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億
6,920万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳
出予算による。

令和8年3月3日提出。松田町、本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。
担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 議案第19号「令和8年度松田町後期高齢者医療特別会計予算」について説明
させていただきます。

75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障害があると認定された方を対象とする
後期高齢者医療制度は、平成20年度から始まり、保険料の決定や医療の給付
などは神奈川県後期高齢者医療広域連合にて行い、申請や相談などの窓口事務
や保険料の徴収については町が行っております。後期高齢者医療関係では、こ
の特別会計のほかに一般会計から後期高齢者医療広域連合へ支出する広域連合
事務費負担金1,009万6,000円と、法で定められた市町村定率負担金1億3,222
万6,000円を計上しております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書にて説明させていただきます。288・
289ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款・項・目ともに後期高齢者医療保険料は、広域連合により決定されること
となっており、保険料につきましては2年ごとに見直され、令和8年度は改定
の年となります。所得割率は現行の10.08%から10.30%へ、均等割額は現行の
4万5,900円から5万2,531円に変更される予定となっております。

また、令和8年度から後期高齢者医療保険料においても子ども・子育て支援納付金分が賦課されるため、広域連合の条例の一部改正の中で子ども・子育て支援納付金の関係箇所が新設される予定でございますが、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、所得割率が0.25%、均等割額が1,330円の予定となっております。こども家庭庁の試算によりますと、令和8年度の見込額として後期高齢者医療制度の加入者1人当たりの平均月額は200円となっております。

なお、ただいま申し上げました保険料率は、令和8年3月26日の令和8年広域連合議会第1回定例会にて議決を得た後、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により新たな保険料率の決定となるものでございます。後期高齢者医療保険につきましては、本人負担を除いた医療に係る経費の約1割を被保険者の保険料で賄い、約5割を国・県・市町村負担金の公費で、残りの4割を国保を含めた他の医療保険からの支援金で賄われているものでございます。

続きまして、款2使用料及び手数料は、督促状の発行手数料でございます。

款3繰入金、項・目ともに一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料軽減分を公費で補填するための制度でございます。一般会計で収入した県費の後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金4分の3と町負担分4分の1を併せて繰り入れるものでございます。

節2事務費繰入金は歳出における一般管理費に、節3事業費繰入金は歳出の保険事業費の財源とするものでございます。

款・項・目ともに繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

款5諸収入は、延滞金、過料、雑入の予算の項目立てでございます。

次のページ、290ページ、291ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、郵送料など一般的な事務に係る経費を計上しております。

款・項・目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄、保険基盤安定負担金は一般会計からの繰入金と同額を、保険料納付金は、町で徴収する保険料

を広域連合に納付するものでございます。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金は、過年度分の保険料過誤納還付金と還付加算金でございます。

款・項ともに保険事業費、次のページ、292・293ページをお願いします、目1保健普及費、説明欄、人間ドック補助金は、受診者に対する費用の補助を、1人上限2万円、45件分を計上しております。目2保健事業費は、国民健康保険事業との同時実施でございますが、年齢到達により後期高齢者医療被保険者となられても継続して御利用いただけるよう配慮いたしまして、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施する費用でございます。

款5予備費につきましては、歳入歳出の差額分を計上しております。

なお、294ページ、295ページに給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第19号「令和8年度松田町後期高齢者医療特別会計予算」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。